

令和6年度 第1回川崎市地域公共交通会議

令和6年7月5日書面開催

一 次 第 一

議 事

1. 令和6年度第1回川崎市地域公共交通会議運賃分科会について【報告事項】
(長尾地区コミュニティ交通「あじさい号」の期間限定小児運賃の割引について)
2. 令和6年度第2回川崎市地域公共交通会議運賃分科会について【報告事項】
(川崎区の一部におけるオンデマンド交通「のるーと KAWASAKI」の実証実験について)
3. 令和6年度生活交通改善事業計画について【報告事項】
(UD タクシー、ノンステップバスの導入報告)

資 料

- | | |
|-------|--|
| 資 料 1 | 長尾地区コミュニティ交通「あじさい号」の期間限定小児運賃の割引について |
| 資 料 2 | 川崎区の一部におけるオンデマンド交通「のるーと KAWASAKI」の実証実験について |
| 資 料 3 | 令和6年度生活交通改善事業計画について |

委員名簿

■委 員（敬称略）

名 前	所 属 名	備 考
かじた よしたか 梶田 佳孝	東海大学工学部土木工学科 教授	
ありよし りょう 有吉 亮	名古屋大学 特任准教授	
さいとう けんじ 齋藤 謙司	神奈川中央交通（株） 常務執行役員 運輸計画部長 （一般乗合旅客自動車運送事業者）	
せき ひろゆき 関 裕之	川崎タクシー（株） 代表取締役社長 （一般乗用旅客自動車運送事業者）	
むらおか たかお 村岡 孝夫	明生タクシー（株） 常務取締役 （一般乗用旅客自動車運送事業者）	
ますむら こういち 増村 幸一	高砂交通（株） 総務部長 （一般乗用旅客自動車運送事業者）	
せきがみ よしあき 関上 義明	（一社）神奈川県バス協会 専務理事	
おおば あきひこ 大葉 章彦	神奈川県タクシー協会川崎支部 事務局長	
うらの かずよし 浦野 一吉	川崎市全町内会連合会 副会長	
しまおか まなぶ 島岡 学	市民（公募による選出）	
にへい ひろかず 二瓶 博和	市民（公募による選出）	
もりした ぶんしょう 森下 文章	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	
こやま くにまさ 小山 國正	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 幹事	
しらすな てるひこ 白砂 照彦	神奈川県警察本部交通部交通規制課 都市交通対策室長	
さくらい まさゆき 櫻井 雅幸	川崎市建設緑政局 総務部長	
つかだ ゆうや 塚田 雄也	川崎市まちづくり局 交通政策室長	

■事務局

森田 孝	まちづくり局 交通政策室コミュニティ交通推進担当課長	
坂本 弥生	まちづくり局 交通政策室コミュニティ交通推進担当	

令和6年度第1回 川崎市地域公共交通会議運賃分科会について

長尾地区コミュニティ交通『あじさい号』の期間限定小児運賃の割引について協議を行い、委員の過半数の賛成により、承認いたしました。

長尾地区コミュニティ交通「あじさい号」の期間限定小児運賃の割引について

1 概要

あじさい号は令和5年12月に、平成26年12月の運行開始から10年目を迎えた。この間、コロナ感染により利用者が減少し、令和5年4月には一部区間の値上げを行ったが、ほぼコロナ感染前の利用者数に戻っている。これは長尾会館前バス停前に分譲マンションが建設され若年層の入居者が増えたことも影響している。詳細は「**3 利用状況**」を参照。

そこで、長尾台地区の小児が増えていることもあり「あじさい号運行10周年記念 こども50円キャンペーン」を実施し、小児利用者の利用促進を図り、延いては家族の利用促進につなげる。

なお、割引で収支割れが出た場合は、あじさい号協議会が交通事業者に補填する。

【改定運賃期間】

小学校の夏休み期間となる次の期間とする。

令和6年7月22日(月)～令和6年8月31日(土) 運行は日曜・祝日を除く35日

【小児運賃に関する事項】

「あじさい号10周年こども50円キャンペーン」

・改定運賃

上段：現行 左 大人、（中央）中高生、右 小児

下段：**改定** 左 大人、（中央）中高生、右 小児

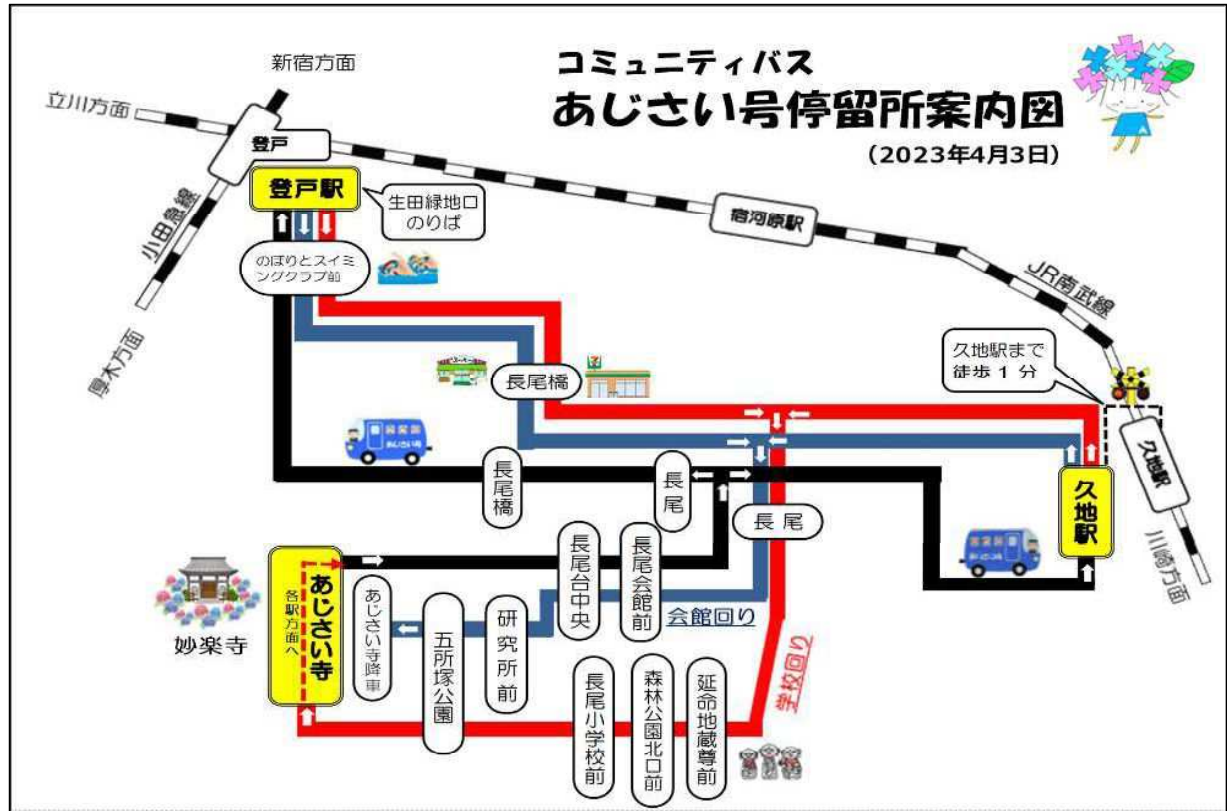
			登戸駅・のぼりとスイミングクラブ前
			240 (200) <u>120</u>
			240 (200) 50
	長尾橋	240 (200) <u>120</u>	260 (210) <u>130</u>
		240 (200) 50	260 (200) 50
長尾地区内	240 (200) <u>120</u>	260 (210) <u>130</u>	260 (210) <u>130</u>
	240 (200) 50	260 (210) 50	260 (210) 50
久地駅	240 (200) <u>120</u>	260 (210) <u>130</u>	260 (210) <u>130</u>
	240 (200) 50	260 (210) 50	260 (210) 50

※1歳以上6歳未満の幼児を同伴した場合は、大人1名につき1名まで無料

2 運行経路と便数

あじさい寺（多摩区长尾3丁目）と、JR久地駅及びJR登戸駅（小田急登戸駅）間を月曜から土曜日までの週 6 日間運行している。ただし、祝祭日及び年末年始は運休。

【運行経路図】



【運行便数】

平日の運行時間帯：6時半から22時半 52便

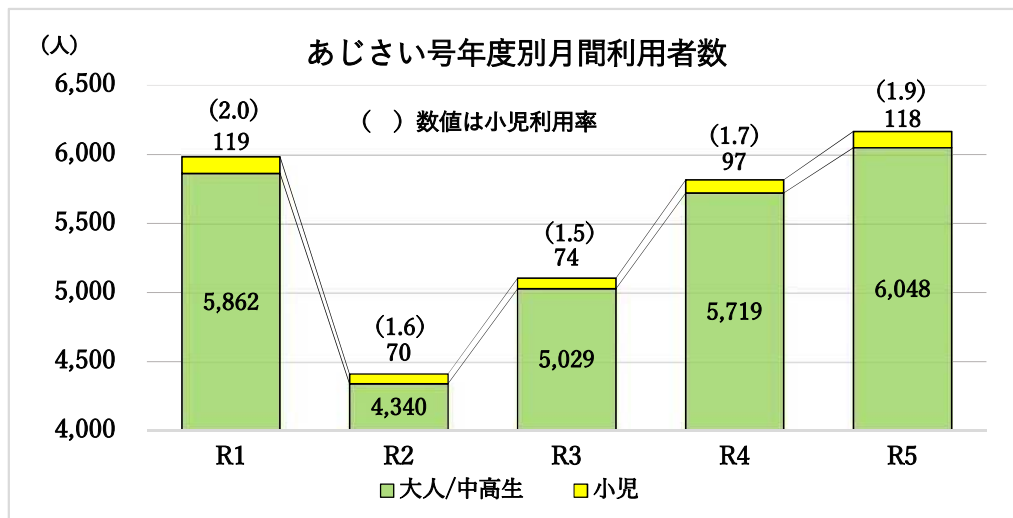
土曜の運行時間帯：10時半から18時 22便

経路	起 点	主な経由地	終 点	平日便数	土曜便数
N1	あじさい寺	長尾会館前	久地駅	10	4
N2	久地駅	長尾会館前	あじさい寺	13	4
N3	あじさい寺	長尾会館前	登戸駅	8	4
N4	登戸駅	長尾会館前	あじさい寺	5	4
N5	登戸駅	延命地藏尊前	久地駅	7	3
N6	久地駅	延命地藏尊前	登戸駅	4	3
N7	久地駅	延命地藏尊前	久地駅	5	

3 利用状況

- ・平成26年12月の本格運行後、令和元年度が最高利用者数となるが、翌年度はコロナ感染で最少利用者数となる。
- ・その後回復し、令和元年を100%とすると、令和5年度は103%となった。**【参考-1】**
- ・小児もほぼ同等になるが、長尾会館前バス停のマンションが完売し、長尾6丁目の若年層の入居者急増に伴い幼児も増えている。今後、幼児が小学校に上がると小児利用者も増える見込み。**【参考-2】**

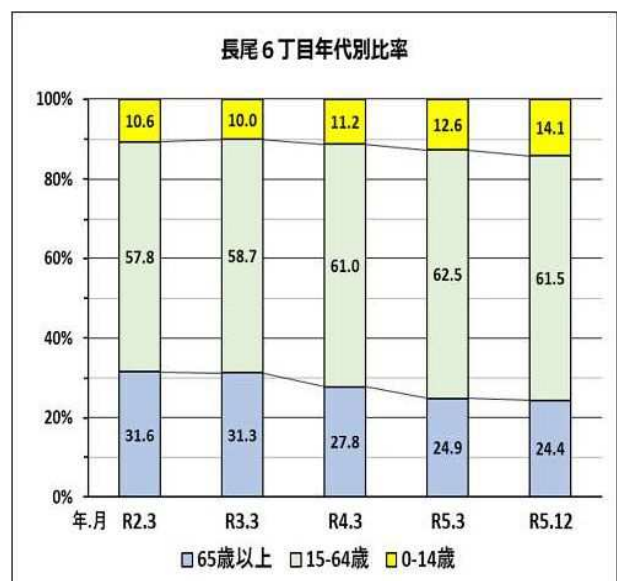
【参考-1：あじさい号年度別月間利用者数の推移】



※利用者数にあじさいまつり臨時便利用者は含まない。

【参考-2：長尾6丁目年齢別人口推移】

- ・令和3年4月から「長尾会館前バス停」前の分譲マンション1期（108世帯）入居開始、令和4年6月から「長尾会館前バス停」前の分譲マンション2期（50世帯）入居開始、令和5年12月にはほぼ完売。



4 利用促進の取組

- ・長尾山妙楽寺のあじさい鑑賞時期に合わせ、あじさい号の時刻表、アクセス方法等及び「あじさいさいまつり」臨時運行を記載したチラシを区役所、駅の行政サービスコーナー及び近隣の企業、マンションに配架した。
- ・あじさい号が車両故障で運休になった場合は、直ちにバス利用者に情報提供できるように、バス事業者と協議会とが連携し SNS アプリで「あじさい号運行状況」を立ち上げた。
- ・大学と連携した地域住民へのアンケートによる利用状況調査の実施
- ・「あじさい号運行 10 周年子ども 50 円キャンペーン」の他に「定期券導入」「回数券ポイント特典」等の利用促進も検討している。



長尾山妙楽寺あじさい鑑賞チラシ

5 変更に関する調整状況

- 令和 5 年 6 月 「あじさい号協議会」においてキャンペーン実施を検討
- 令和 6 年 2 月 交通事業者である(株)高橋商事が計画に合意

道路運送法第9条第5項における意見徴収について

あじさい号（夏休み こども割引）の設定にあたり、道路運送法第9条第5項に基づき下記の意見徴収を実施しました。

実施期間	聴取先	御意見の概要
R6. 4. 26	住民、利用者の方々	・意見なし。内容について了承した。
R6. 5. 9 R6. 5. 10	交通事業者の方々	・既にあじさい号として地域に定着しているものなので、割引運賃について特に意見なし。 ・夏休み期間の割引運賃は、路線バスでもやっているので問題はない。

以上

令和6年度第2回 川崎市地域公共交通会議運賃分科会について

川崎区オンデマンド交通『のるーと KAWASAKI』の実証実験運賃について協議を行い、委員の過半数の賛成により、承認いたしました。

川崎区オンデマンド交通「のるーと KAWASAKI」の実証実験について

1. 令和6年度「のるーと KAWASAKI」実証実験運行概要

「のるーと KAWASAKI」は、BRT幹線輸送との結節、MaaS地域連携、川崎市臨海部横断軸を意識した運行により市民の方々の交通手段の拡張することおよび、バス運転士不足の深刻化により路線バスでは対応できない移動ニーズに対応することを目的に運行を目指すオンデマンド交通である。

<運行概要>

- ・実施主体：KAWASAKI新モビリティサービス実証実験協議会
- ・運行主体：川崎鶴見臨港バス株式会社（一般乗合）
- ・運行形態：予約による乗合送迎サービス
- ・運行期間：2024年10月1日（火）～2025年1月31日（金）
- ・運行日：日曜日を除く毎日 計100日間
(ただし、2024年12月30日（月）～2025年1月4日（土）は運休)
- ・運行時間：8時00分～19時00分
- ・運行台数：2台
- ・運賃：大人500円、小児250円
- ・予約方法：専用アプリ、LINE、のるーとダッシュ
- ・運行車両：ワゴン車タイプ（乗車定員8名）



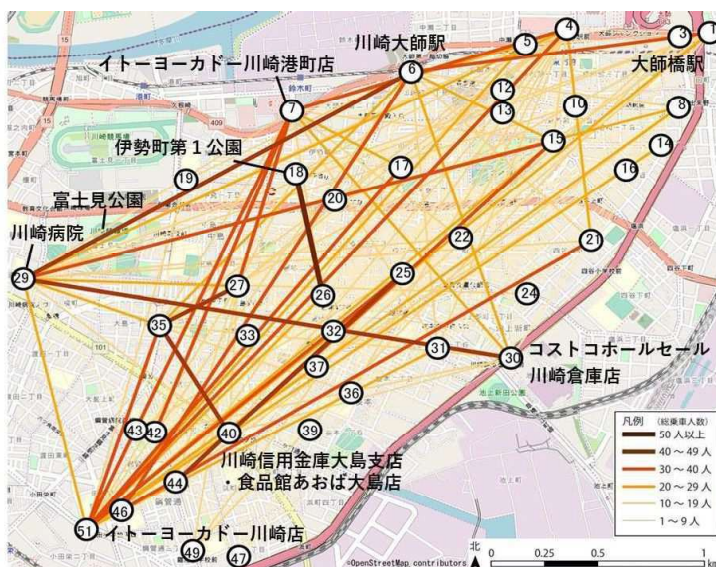
図1 運行エリア



図2 運行車両（イメージ）

【参考】令和5年度「のるーと KAWASAKI」実証実験運行の結果について

- ・令和5年10月2日(月)～12月15日(金)の平日、土曜の計62日間運行
- ・運行時間は8時00分～18時30分、運行台数は2台、運賃は無料
- ・予約受付は2日前から乗車直前まで、専用アプリまたはLINEで予約
- ・運行エリアは今年度運行予定エリアとほぼ同じ
(南北約4キロメートル、東西約2キロメートル四方)
- ・運行期間中の予約システム登録者数は554名、のべ4,372名の乗車があった。なお、1日平均乗車人数は71名(1号車36名、2号車35名)、最大乗車人数は10月21日(土)の117名(1号車60名、2号車57名)であった。
- ・各曜日のなかでも土曜日の利用者が最も多く、予約システム1名の登録につき複数名で乗車するケースも多かった。
- ・年代別では、30代～50代の利用者が約7割を占め、60代以上の利用者は全体の1割強と伸び悩んだ。
- ・男女別で見ると20代を除く全世代で女性利用者の登録者数が多い結果となった。
- ・乗降ともに利用頻度の高い場所に大きな差はなく、運行エリアの外周に位置するミーティングポイントの利用が目立った。
- ・図3のOD図を見ると、南北の移動が多い。川崎区内を南北に結ぶ路線バスが乏しい分、ある程度の移動ニーズがあることが分かった。



順位	乗車が多かった区間
1位	伊勢町第1公園→ 川崎市藤崎老人いこいの家 ・ ども文化センター
2位	川崎大駅→市立川崎病院
3位	総合川崎臨港病院→ライフ川崎大島店
4位	川崎区役所田島支所→観音町第2公園
5位	市立川崎病院→ コストコホールセール川崎倉庫店

表1 全期間で乗車が多かった
区間上位の表

図3 全期間全曜日のOD図

道路運送法第9条第5項における意見徴収について

のるーと KAWASAKI の利用料金の設定にあたり、道路運送法第9条第5項に基づき下記の意見徴収を実施しました。

実施期間	聴取先	御意見の概要
R6. 4. 17	住民、利用者の方々	・バス料金と比べると 500 円の料金は高いのではないか。 市回答) 昨年の実証実験から約 2.0km から 3.0km 程度、タクシー料金に換算すると 900 円から 1300 円ほどの利用が見込まれるため、その半額を目安に検討し 500 円としている。
R6. 5. 9 R6. 5. 10	交通事業者の方々	・あまりに安い料金では交通事業者としても困るが、500 円なら特に料金について意見はない。 ・無償運行の際に収入が減ったと聞いていないので、大きな影響はない。 ・料金 500 円が適正かどうか、実験を通して見極めて欲しい。

以上

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和6年6月28日

（名称）川崎市地域公共交通会議分科会
（地域公共交通バリア解消促進等事業（タクシー部門））
（代表者名）会長 塚田 雄也

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和6年度 川崎市ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

川崎市では、高齢者社会の進展などによる社会的ニーズの変化に合わせて、平成25年3月に改訂した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」を重点施策の一つとして掲げ、ユニバーサルデザインの推進に取り組むこととしている。

このことから、市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）等の普及を促進する必要がある。さらに、車いす利用者などに対しても、公共交通における環境整備と利用者の社会参加の促進に寄与するものであるため、普及促進を早期に図る必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

川崎市内の法人タクシー総台数において、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」の令和7年度までに約25%をUDタクシーとすることを目標とする。

（2）事業の効果

UDタクシー等を導入することにより、車いす利用者等の移動への負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、これまで自家用車で送迎されていた車いす利用者などがUDタクシー等の利用に移行することも見込まれることから、公共交通利用者の増加が期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

【川崎市合計】

UDタクシーの導入155台

- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（30台）：神奈川都市交通(株)
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（20台）：コスモ交通(株)、川崎タクシー(株)、
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（15台）：平和交通(株)
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（10台）：ひまわり交通(株)、京浜交通(株)、富士電物流(株)、(株)八重洲タクシー
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（6台）：新興タクシー(株)、
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（5台）：ワールド交通(株)、多摩田園タクシー(株)、
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（4台）：東栄興業(株)、明生タクシー(株)
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（2台）：高砂交通(株)、(株)今井運送、多摩川ハイヤー(株)、

福祉タクシーの導入6台

- ・福祉タクシー（リフト付き車両）の導入（2台）：富士電物流(株)
- ・福祉タクシー（リフト付き車両）の導入（1台）：神奈川都市交通(株)
- ・福祉タクシー（リフト付き以外の車両）の導入（2台）：東栄興業(株)
- ・福祉タクシー（リフト付き以外の車両）の導入（1台）：多摩川ハイヤー(株)

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）
各社ともに身体1割引、知的1割引、精神1割引

(2) 関連事項（以下、〈 〉 内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に定める特定地域に指定（平成27年8月1日）

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和6年度（当該年度）

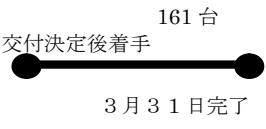
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー等 導入促進事業	463,336 円	97,200 千円	0 千円	0 千円	366,136 千円
	100%	20.98%	0%	0%	79.02%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UD タクシー等 導入促進事業												

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年4月12日 川崎市地域公共交通会議分科会（地域公共交通バリア解消促進等事業（タクシー部門））設立
- ・令和5年7月6日（第1回）分科会文書協議、令和5年度計画について合意
- ・令和6年1月30日（第2回）分科会文書協議、令和4年度事業評価について合意
- ・令和6年6月14日（第1回）分科会文書協議、令和6年度計画について合意

8. 利用者等の意見の反映

川崎市地域公共交通会議分科会（タクシー部門）の構成員に意見を照会し、計画案について同意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県タクシー協会川崎支部、神奈川県個人タクシー協会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会（利用者代表）、日本福祉医療輸送機構

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 川崎市川崎区宮本町1番地
（所 属） 川崎市まちづくり局交通政策室
（氏 名） 小倉、大室
（電 話） 044-200-3039
（e-mail） 50kousei@city.kawasaki.jp

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和6年6月28日

（名称）川崎市地域公共交通会議分科会
 （地域公共交通バリア解消促進等事業（バス部門））
 （代表者名）会長 塚田 雄也

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和6年度 川崎市ノンステップバス導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

川崎市では、高齢社会の進展などによる社会的ニーズの変化にあわせて、平成30年3月に改訂した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」を重点施策の一つとして掲げ、ユニバーサルデザインの推進に取り組むこととしている。

このことから、市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいノンステップバス車両の普及を促進する必要がある。さらに、車いす利用者などに対しても、公共交通における環境整備と利用者の社会参加の促進に寄与するものであるため、導入促進を図る必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

川崎市全域において、ノンステップバスの比率は、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」の令和7年度までに約80%の整備目標を実現しているが、導入率を段階的に上げ、更なる推進に取り組む。

（2）事業の効果

ノンステップバスを導入し、高齢者や障害者など誰もが乗降しやすくなることで、利用者の移動円滑化や利便性向上が図られる。さらに高齢者等の外出促進につながることや自家用車からバス利用への転換などにより、バス利用者の増加に寄与する。自家用車からの転換については、環境負荷の低減も期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）【川崎市合計】ノンステップバスの導入 58台

- ・ノンステップバスの導入 大型 32台：川崎市交通局
- ・ノンステップバスの導入 大型 11台：小田急バス株式会社
- 小型 1台：小田急バス株式会社
- ・ノンステップバスの導入 大型 2台：東急バス株式会社
- ・ノンステップバスの導入 大型 12台：川崎鶴見臨港バス株式会社

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

各社ともに 身体：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃 3割

知的：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃 3割

精神：普通旅客運賃 設定なし、定期旅客運賃 設定なし

(2) 関連事項(以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)

〈バス車両の導入に係る事業〉

事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両(ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス)等の導入台数。

令和6年3月31日現在

事業者名	車両数(台)			
	ノンステップ	ワンステップ	リフト付き	総数
交通局	286	17	0	303
	94.4%	5.6%	0.0%	
小田急バス	184	0	0	184
	100%	0%	0%	
東急バス	51	25	0	76
	67.1%	32.9%	0.0%	
臨港バス	243	13	0	256
	94.9%	5.1%	0.0%	
川崎市合計	764	55	0	819
	93.3%	6.7%	0.0%	

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和6年度(当該年度)

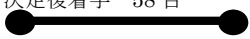
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップ バスの導入	1,976,547千円	19,600千円	0千円	0千円	1,956,947千円
	100%	1.0%	0%	0%	99.0%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバスの導入	交付決定後着手 58台  3月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年4月12日 川崎市地域公共交通会議分科会
（地域公共交通バリア解消促進等事業（バス部門））設立
- ・令和5年7月6日（第1回）令和5年度事業計画について合意
- ・令和6年1月30日（第2回）令和5年度事業評価について合意
- ・令和6年6月14日（第1回）令和6年度事業計画について合意

8. 利用者等の意見の反映

川崎市地域公共交通会議分科会（バス部門）の構成員に意見を照会し、計画案について同意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県バス協会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会（利用者代表）

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 川崎市川崎区宮本町1番地
 （所 属） 川崎市まちづくり局交通政策室
 （氏 名） 大室、小倉
 （電 話） 044-200-3039
 （e-mail） 50kousei@city.kawasaki.jp